

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制の優遇措置を拡充するなど企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 「地域未来投資促進法」に即し、地域経済牽引事業を実施する事業者及び企業立地促進に向けた取組を行う都市自治体に対する支援の充実を図ること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等が経営基盤強化のため行う設備投資等に係る財政支援を拡充すること。
また、製造業などの地場産業の経営安定化を図るため、国内サプライチェーンの強化を図ること。
 - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
 - (6) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理に対する支援を講じること。
また、地域の生活環境・商業環境を守るため、買物弱者対策など必要な支援を講じること。
3. 「離島振興法」について、著しい人口減少や高齢化の進展など、離島の置かれている実情を踏まえ、令和5年度以降も延長すること。

4. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

5. 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、消費生活相談員確保のため、推進事業における時限措置を廃止すること。

6. 大規模自然災害の被災地における企業の事業継続に向けて、施設復旧等に係る財政措置を拡充すること。

また、自衛水防に係る支援など、必要な措置を行うこと。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係

(1) コロナ禍からの経済社会活動の回復に向けて、引き続き、事業者に対する財政支援や金融支援をはじめとする各種支援策により地域経済への影響に迅速に対応できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。

また、事業経営に対する影響は広範囲かつ甚大であり、経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経営の安定化に向けた支援策を長期的かつ継続的に講じること。

(2) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

また、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について柔軟な対応を行うよう積極的な働きかけを引き続き行うこと。

(3) 事業者が行う設備投資や業態の転換等に対し、積極的な支援を講じること。

(4) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。

(5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

(6) 疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において事業者支援等

を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。